

令和8年2月

熊本県議会定例会議案

(条例等関係)

熊 本 県

議 案 目 録

第 21 号	熊本県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について……………	(1)
第 22 号	令和7年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担 金（地方財政法関係）について……………	(2)
第 23 号	工事請負契約の締結について……………	(3)
第 24 号	工事請負契約の変更について……………	(4)
第 25 号	工事請負契約の変更について……………	(5)
第 26 号	工事請負契約の変更について……………	(6)
第 27 号	工事請負契約の変更について……………	(7)
第 28 号	工事請負契約の変更について……………	(8)
第 29 号	工事請負契約の締結について……………	(9)
第 30 号	工事請負契約の変更について……………	(10)
第 31 号	工事請負契約の変更について……………	(11)
第 32 号	工事請負契約の締結について……………	(12)
第 33 号	工事請負契約の締結について……………	(13)
第 34 号	工事請負契約の変更について……………	(14)
第 35 号	指定管理者の指定について……………	(15)
第 36 号	専決処分の報告及び承認について……………	(16)
第 37 号	専決処分の報告及び承認について……………	(17)
第 38 号	専決処分の報告及び承認について……………	(18)
第 39 号	専決処分の報告及び承認について……………	(19)
第 40 号	専決処分の報告及び承認について……………	(20)
第 41 号	専決処分の報告及び承認について……………	(21)
第 42 号	専決処分の報告及び承認について……………	(22)
第 43 号	専決処分の報告及び承認について……………	(23)
第 44 号	専決処分の報告及び承認について……………	(24)
第 45 号	専決処分の報告及び承認について……………	(25)

報 告 目 録

報告第1号	専決処分の報告について……………	(26)
報告第2号	専決処分の報告について……………	(27)
報告第3号	専決処分の報告について……………	(28)

報告第4号	専決処分の報告について……………	(29)
報告第5号	専決処分の報告について……………	(30)
報告第6号	専決処分の報告について……………	(31)
報告第7号	専決処分の報告について……………	(32)
報告第8号	専決処分の報告について……………	(33)
報告第9号	専決処分の報告について……………	(34)
報告第10号	一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説 明する書類の提出について……………	(35)

議 案 目 録

第 67 号	熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について…	(36)
第 68 号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について……………	(37)
第 69 号	熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定 について……………	(41)
第 70 号	熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について……………	(46)
第 71 号	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 の制定について……………	(55)
第 72 号	熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	(57)
第 73 号	熊本県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について…………	(58)
第 74 号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について…………	(60)
第 75 号	熊本県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	(62)
第 76 号	熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	(63)
第 77 号	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について……………	(64)
第 78 号	熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	(65)
第 79 号	熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定について…	(67)
第 80 号	熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関 する条例の一部を改正する条例の制定について……………	(69)
第 81 号	熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定 について……………	(70)
第 82 号	熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	(71)
第 83 号	熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	(72)
第 84 号	熊本県工業用水道管理条例の一部を改正する条例の制定につい て……………	(74)
第 85 号	熊本県公害紛争処理条例の一部を改正する条例の制定について…	(75)

第 86 号	熊本県スポーツ応援基金条例の制定について……………	(76)
第 87 号	熊本県豊かな森林の保全に関する条例の制定について……………	(78)
第 88 号	熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例 の一部を改正する条例の制定について……………	(82)
第 89 号	熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について……………	(83)
第 90 号	熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例の制定について…	(84)
第 91 号	熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について…	(86)
第 92 号	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す る条例の制定について……………	(87)
第 93 号	熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の 一部を改正する条例の制定について……………	(88)
第 94 号	第七次熊本県環境基本計画の策定について……………	(89)
第 95 号	包括外部監査契約の締結について……………	(90)
第 96 号	特定事業契約の締結について……………	(91)
第 97 号	権利の放棄について……………	(92)
第 98 号	権利の放棄について……………	(93)
第 99 号	権利の放棄について……………	(94)

第 21 号

熊本県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について
熊本県高等学校等教育改革促進基金条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県高等学校等教育改革促進基金条例

(設置)

第1条 公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を含む。）における教育改革の推進のための事業に要する資金を積み立てるため、熊本県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を含む。）における教育改革の推進のための事業に要する資金を積み立てるため、基金を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 22 号

令和7年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について

令和7年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額（地方財政法関係）を次のとおり定めることとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

事業名	負担すべき金額
1 地域密着型農業基盤整備事業（かんがい排水事業関連（水利施設整備事業（農地集積促進型（一般地域））））	工事費の100分の22.5に相当する金額
2 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成22年度新規以降法指定地域））	工事費の100分の13に相当する金額
3 農業水路等長寿命化・防災減災事業（施設撤去・廃止）	工事費の100分の13に相当する金額

（提案理由）

令和7年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 23 号

工事請負契約の締結について

若洲地区水利施設等保全高度化事業第1号工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 若洲地区水利施設等保全高度化事業第1号工事
- 2 工 事 内 容 排水機場下部工
- 3 工 事 場 所 八代郡氷川町若洲地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和11年3月16日まで
- 5 契 約 金 額 968,000,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 八代市鏡町内田1501番地
高野組・土井組建設工事共同企業体
代表者 株式会社高野組 代表取締役 高野大介
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

若洲地区水利施設等保全高度化事業第1号工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 24 号

工事請負契約の変更について

令和4年12月熊本県議会定例会において議決された松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第7号工事他合併請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和8年3月31日まで」を「契約締結の日の翌日から令和8年10月30日まで」に、契約金額「1,745,907,906円」を「1,760,839,487円」に変更することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 25 号

工事請負契約の変更について

令和5年9月熊本県議会定例会において議決された松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第8号工事他合併請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和8年6月30日まで」を「契約締結の日の翌日から令和9年10月29日まで」に変更することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 26 号

工事請負契約の変更について

令和5年12月熊本県議会定例会において議決された津口・芝口一期地区水利施設等保全高度化事業第2号工事請負契約のうち、契約金額「743,201,014円」を「818,905,107円」に変更することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

(提案理由)

工事内容の変更のため、契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 27 号

工事請負契約の変更について

令和5年6月熊本県議会定例会において議決された菊池川改修附帯菰田橋架替工事（上部工）請負契約のうち、工期「契約締結の日から令和8年3月31日まで」を「契約締結の日から令和8年11月30日まで」に変更することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 28 号

工事請負契約の変更について

令和6年9月熊本県議会定例会において議決された新山原水線活力創出基盤交付金（改築）上部工工事請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和8年3月19日まで」を「契約締結の日の翌日から令和8年8月31日まで」に変更することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 29 号

工事請負契約の締結について

南部幹線防災・安全交付金（前川大橋上部工その1）工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 南部幹線防災・安全交付金（前川大橋上部工その1）工事
- 2 工 事 内 容 橋梁上部工
- 3 工 事 場 所 八代市中北町地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和11年1月31日まで
- 5 契 約 金 額 1, 8 3 7, 0 0 0, 0 0 0 円
- 6 契約の相手方 熊本市中央区水前寺三丁目3番25号
日本ピーエス・中山建設・太陽開発 特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社日本ピーエス熊本営業所 所長 小川裕一郎
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

（提案理由）

南部幹線防災・安全交付金（前川大橋上部工その1）工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 30 号

工事請負契約の変更について

令和5年12月熊本県議会定例会において議決された南部幹線防災・安全交付金（街路）P3橋脚工事請負契約のうち、契約金額「1,364,000,000円」を「1,480,061,215円」に変更することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 31 号

工事請負契約の変更について

令和7年11月熊本県議会定例会において議決された鹿児島本線大野下・玉名間169k352m付近境川橋梁（仮称）新設工事請負契約のうち、工期「契約締結の日から令和8年3月31日まで」を「契約締結の日から令和8年12月31日まで」に変更することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 32 号

工事請負契約の締結について

県立清水が丘学園管理学習棟その他新築工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 県立清水が丘学園管理学習棟その他新築工事
- 2 工 事 内 容 管理学習棟・体育館の新築
木造一部鉄骨造、地上2階建て、延べ面積1,988平方メートル
- 3 工 事 場 所 熊本市北区打越町39番地1地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年8月17日まで
- 5 契 約 金 額 824,725,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 熊本市中央区坪井六丁目38番15号
建吉・幸保建設工事共同企業体
代表者 株式会社建吉組 代表取締役 笹原健嗣
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

県立清水が丘学園管理学習棟その他新築工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 33 号

工事請負契約の締結について

高等技術専門校自動車車体整備科実習棟改築工事他合併について、次のように請負契約を締結することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

1 工 事 名 高等技術専門校自動車車体整備科実習棟改築工事他合併

2 工 事 内 容 (1)自動車車体整備科1・2年実習棟の改築

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上2階建て、延べ面積1,115平方メートル

(2)自動車車体整備科3年生実習棟の改築

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、平屋建て、延べ面積519平方メートル

(3)危険物倉庫

鉄骨造、平屋建て、延べ面積9平方メートル

(4)渡り廊下

鉄骨造、平屋建て、建築面積147平方メートル

3 工 事 場 所 熊本市南区幸田一丁目4番1号地内

4 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年2月12日まで

5 契 約 金 額 792,000,000円

6 契 約 の 相 手 方 熊本市南区御幸笛田二丁目15番1号

吉永・富坂建設工事共同企業体

代表者 株式会社吉永産業 代表取締役 吉永隆夫

7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

高等技術専門校自動車車体整備科実習棟改築工事他合併請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 34 号

工事請負契約の変更について

令和7年2月熊本県議会定例会において議決された大津支援学校高等部実習棟他増改築工事請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和8年3月19日まで」を「契約締結の日の翌日から令和8年6月19日まで」に、契約金額「599,500,000円」を「637,577,200円」に変更することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

(提案理由)

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 35 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県伝統工芸館	熊本市中央区千葉 城町3番35号	一般財団法人熊本 県伝統工芸館 理事長 福原彰宏	令和8年4月1日か ら令和13年3月3 1日まで

(提案理由)

熊本県伝統工芸館条例（昭和57年熊本県条例第30号）第12条第1項の規定に基づき、熊本県伝統工芸館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 36 号

専決処分 of 報告及び承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 41 号

和解及び損害賠償額の決定について

令和 7 年 9 月 9 日に判明した、熊本県が賃借したレンタカーの破損に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和 8 年 1 月 29 日専決

熊本県知事 木 村 敬

和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
株式会社トヨタレンタリース熊本	360,261 円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第 37 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 43 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年2月2日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年6月16日 阿蘇郡小国町大字下城地 内 穴ぼこ	有限会社山鹿浄 化槽管理センタ ー (車両所有者)	110,661円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 38 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 44 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年2月2日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年8月1日 菊池郡菊陽町大字原水地 内 支障木	個 人 (車両所有者)	101,500円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 39 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 45 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年2月2日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年8月5日 人吉市段塔町地内 支障木	個 人 (車両所有者)	149,094円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 40 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 46 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年2月2日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年8月5日 人吉市段塔町地内 支障木	株式会社霧島物 流 (車両所有者)	251,490円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 41 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 47 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年2月2日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年8月13日 合志市豊岡地内 蓋不全	個 人 (車両所有者)	6, 1 4 4 円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 42 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 48 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年2月2日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年8月23日 球磨郡水上村大字江代地 内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	405,680円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 43 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 49 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年2月2日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年9月28日 水俣市越小場地内 倒木	個 人 (車両所有者)	84,966円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 44 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 50 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年2月2日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年10月13日 宇城市松橋町古保山地内 路上障害物	個 人 (車両所有者)	25,799円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 45 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 51 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年2月2日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年10月15日 阿蘇郡南阿蘇村大字両併 地内 安全施設不備	個 人 (車両所有者)	15,965円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 52 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年2月3日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年3月12日 玉名市大浜町地内	個 人 (車両所有者) 軽乗用車	1, 6 5 4, 0 2 3 円	当事者双方 は、今後本件 に関して、裁 判上又は裁判 外において一 切の異議及び 請求の申立て をしないこ と。

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 36 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年1月28日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年8月4日 玉名市築地地内	個 人 (車両所有者) 自転車	0 円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。
	個 人 (車両運転者)	3 4 , 6 5 0 円	

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 53 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年2月3日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年11月21日 山鹿市古閑地内	個 人 (車両所有者) 軽乗用車	460,300円	当事者双方は、 今後本件に係る物的損害に関して、 裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 42 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年1月30日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年5月27日 熊本市南区城南町下宮 地地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	171,030円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 35 号

工事請負契約の変更について

令和6年6月熊本県議会定例会において議決された牛深漁港水産物供給基盤機能保全（ハイヤ大橋橋梁補修2）工事他合併請負契約のうち、契約金額「821,344,616円」を「870,404,836円」に変更することとする。

令和8年1月23日専決

熊本県知事 木 村 敬

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 37 号

工事請負契約の変更について

令和4年12月熊本県議会定例会において議決された国道389号広域連携交付金（下田南4号トンネル）工事他合併請負契約のうち、契約金額「1,923,968,710円」を「1,951,445,749円」に変更することとする。

令和8年1月16日専決

熊本県知事 木 村 敬

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 38 号

工事請負契約の変更について

令和5年12月熊本県議会定例会において議決された南部幹線防災・安全交付金（街路）P2橋脚工事請負契約のうち、契約金額「1,441,000,000円」を「1,484,128,152円」に変更することとする。

令和8年1月26日専決

熊本県知事 木 村 敬

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 40 号

工事請負契約の変更について

令和6年9月熊本県議会定例会において議決された玉名高校長寿命化改修（第一期）工区1工事請負契約のうち、契約金額「581,900,000円」を「628,012,705円」に変更することとする。

令和8年1月29日専決

熊本県知事 木 村 敬

報告第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 39 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年1月28日専決

熊本県知事 木 村 敬

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和7年7月2日 熊本市東区御領地内	個 人 (車両所有者) (車両運転者) 原動機付自転車	249,000円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和7年7月28日 熊本市中央区九品寺地内	住友三井オートサービス株式会社 (車両所有者) (車両運転者) 普通乗用車	802,515円	

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	和 解 事 項
3	令和7年4月23日 阿蘇郡産山村大字田尻地内	個 人 (車両所有者) 軽貨物車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 10 号

一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の令和6年度決算に関する書類及び令和7年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 67 号

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例

熊本県内部組織設置条例（昭和27年熊本県条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「及び防災」を「、防災及び消防」に改め、同条第2号中オを削り、カをオとする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第25条の4第1項第6号中「総務部」を「知事公室」に改める。

（提案理由）

防災及び消防の一体的な体制を構築するため、消防の事務を知事公室の事務とすることに伴い、内部組織の分掌事務を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 68 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「42,800円」を「66,400円」に改め、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同条第9項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「及び」を「、」に、「」の「」を「)及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第3項から前項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第10項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第16条の2の次に次の1条を加える。

(給与からの控除)

第16条の3 職員の給与の支給に際しては、当該給与から次の各号に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

(1) 一般財団法人熊本県職員互助会、一般財団法人熊本県警察職員互助会その他これに類するものとして任命権者が定める団体(第3号において「互助会等」という。)に対して支払うべき掛金、貸付金の元利償還金及び物資の購入に係る代金

(2) 法第52条第1項に規定する職員団体(次号において「職員団体」という。)

の組合費

(3) 互助会等及び職員団体の取り扱う保険の保険料及び共済の共済掛金

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の職務の円滑な遂行又は職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「42,800円」を「66,400円」に改め、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同条第9項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「及び」を「、」に、「）の」を「）及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第3項から前項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第10項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第21条の次に次の1条を加える。

(給与からの控除)

第21条の2 職員の給与の支給に際しては、当該給与から次の各号に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

(1) 一般財団法人熊本県職員互助会、熊本県高等学校生活協同組合、公益財団法人日本教育公務員弘済会熊本支部その他これに類するものとして任命権者が定める団体（第3号において「互助会等」という。）に対して支払うべき掛金、貸付金の元利償還金及び物資の購入に係る代金

(2) 法第52条第1項に規定する職員団体（次号において「職員団体」という。）の組合費

(3) 互助会等及び職員団体の取り扱う保険の保険料及び共済の共済掛金

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の職務の円滑な遂行又は職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

(熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に改め、「。第11条の3において同じ」を削る。

第11条の4第1項中「(昭和31年法律第162号)」を削る。

第20条の次に次の1条を加える。

(給与からの控除)

第20条の2 職員の給与の支給に際しては、当該給与から次の各号に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

(1) 一般財団法人熊本県職員互助会、一般財団法人熊本県教育会館、公益財団法人日本教育公務員弘済会熊本支部その他これに類するものとして任命権者が定める団体(第3号において「互助会等」という。)に対して支払うべき掛金、貸付金の元利償還金及び物資の購入に係る代金

(2) 法第52条第1項に規定する職員団体(次号において「職員団体」という。)の組合費

(3) 互助会等及び職員団体の取り扱う保険の保険料及び共済の共済掛金

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の職務の円滑な遂行又は職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第3条及び第11条の4第1項の改正規定 公布の日

(2) 第1条中熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第10条第3項第2号の改正規定及び同条例第16条の2の次に1条を加える改正規定、第2条中熊本県立学校職員の給与に関する条例第11条第3項第2号の改正規定及び同条例第21条の次に1条を加える改正規定並びに第3条中熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第20条の次に1条を加える改正規定 令和8年4月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

(提案理由)

一般職の職員の給与の改定等を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 69 号

熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員等の旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第30条の2」に改める。

第1条中「外、」を「ほか、」に改める。

第2条第1項第3号中「根拠地」を「根拠」に改め、同項に次の1号を加える。

（9） 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、県と旅行役務提供契約（旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第6項中「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。同項、同条第4項及び第5項並びに第5条において同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該額」を削り、「なった」を「なる額又は支出を要する」に改め、同項第1号中「できなかった額」の次に「又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額のうちいずれか少ない額」を加え、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第2項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第3項中「第5条第1項」を「次条第1項」に、「基き」を「基づき」に、「を変更（取消を含む。）する」を「の変更をする」に改め、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に、「当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示し、」を「規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に」、「交付し」を「通知し」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「を提示し、又は交付する」を「に当該事項の記載又は記録をする」

に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第5項中「これを変更した」を「その変更をした」に、「を当該旅行者に提示し、又は、当該旅行者の旅行命令権者に交付し」を「に前項に定める事項の記載又は記録をし」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条第1項中「宿泊料、食卓料」を「宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、同条第7項及び第8項を次のように改める。

7 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用を支給する。

8 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用を支給する。

第6条中第12項を第13項とし、第9項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用について、1夜当たりの定額により支給する。

第8条第1項本文中「外」を「ほか」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「外」を「ほか」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第2項及び第3項中「但書」を「ただし書」に改める。

第9条第1項中「旅行諸費及び宿泊料は」を「旅行諸費は」に改め、「及び宿泊料の額（以下この項において「旅行諸費額等」という。）」を削り、「旅行諸費額等の」を「旅行諸費の」に、「旅行諸費額等から」を「旅行諸費の額から」に改める。

第11条中「又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）」を削り、「旅行諸費又は宿泊料を」を「旅行諸費を」に改める。

第14条第1項中「するもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「当該旅費」の次に「又は当該金額」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項に規定する旅費請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項又は記録事項その他の必要な事項は、規則で定める。

第17条及び第18条を次のように改める。

（船賃）

第17条 船賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 運賃

（2） 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第18条 航空賃の額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特別座席を利用しなければ旅行することが困難である場合に限り、特別座席料金を航空賃として支給することができる。

第21条及び第22条を次のように改める。

(宿泊費)

第21条 宿泊費の額は、地域の実情を勘案して規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第22条 包括宿泊費の額は、移動に係る第16条から第19条までの規定による旅費の額及び宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第22条の次に次の1条を加える。

(宿泊手当)

第22条の2 宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

第24条中「宿泊料定額」を「1夜当たりの定額」に改める。

第25条第1項第1号ア中「及び車賃の金額」を「、車賃、宿泊費及び包括宿泊費の全額」に、「宿泊料、食卓料」を「宿泊手当」に改め、同号イ中「アに規定する額の2分の1に相当する額」を「その移転の際における職員相当の船賃、航空賃、宿泊費及び包括宿泊費の全額、鉄道賃及び車賃の2分の1に相当する額並びに旅行諸費、宿泊手当及び移転雑費の3分の1に相当する額」に改め、同号ウ中「旅行諸費、宿泊料、食卓料」を「船賃、

航空賃、宿泊費及び包括宿泊費の全額並びに旅行諸費、宿泊手当」に改め、同号ウただし書中「及び船賃」を削り、同項第3号中「宿泊料、食卓料」を「宿泊手当」に改める。

第26条第2項中「但し」を「ただし」に改める。

第27条第1項及び第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項を削る。

第28条の2第1項中「、船賃」を削り、同条第2項中「宿泊料及び食卓料」を「宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

第30条第3項中「、車賃及び食卓料」を「及び車賃」に改め、第2章中同条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第30条の2 船賃及び航空賃に係る旅費の支給額は、第17条第1項各号及び第18条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第21条及び第22条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第31条第1項中「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第31条の2 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

第34条中「外」を「ほか」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第20条、第24条関係)

区分	旅行諸費 (1日につき)	1夜当たりの定額	
		甲地方	乙地方
9級の職務にある者	2, 200円	13, 100円	11, 800円
8級以下の職務にある者		12, 000円	10, 800円

(備考) 1夜当たりの定額の欄中甲地方とは、規則で定める地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の熊本県職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

一般職の職員の旅費に係る関係規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 70 号

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和 27 年熊本県条例第 111 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

区分	鉄道賃	船賃	車賃 (1 キロメー トルにつき)	旅行諸費 (1 日につき)	宿泊費
知事	その乗車に 要する運賃	1 運賃（運賃 の等級が区分 された船舶に より移動する 場合には、最 上級の運賃の 額）	円 37	円 3,300	地域の実情を 勘案して規則
副知 事	（急行料金、 特別車両料 金及び座席 指定料金を 含む。）	2 寝台料金、 座席指定料金 及び特別船室 料金（これら の費用は、1 に掲げる運賃 に加えて別に 支払うもので あって、公務 のため特に必 要とするもの に限る。）	37	3,000	で定める額（ 宿泊に係る特 別な事情があ る場合として 規則で定める 場合は、宿泊 に要する費用 の額）

		3 1 及び 2 に掲げる費用に付随する費用（1 に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）			
--	--	--	--	--	--

（熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正）

第 2 条 熊本県教育長等の給与等に関する条例（昭和 6 3 年熊本県条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

鉄道賃	船賃	車賃 (1 キロメートルにつき)	旅行諸費 (1 日につき)	宿泊費
その乗車に要する運賃（急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。）	1 運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額） 2 寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金（これらの費用は、1 に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務	円 3 7	円 3, 0 0 0	地域の実情を勘案して規則で定める額（宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額）

	のため特に必要とするものに限る。)			
	3 1 及び 2 に掲げる費用に付随する費用 (1 に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)			

(熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例 (昭和 2 6 年熊本県条例第 4 3 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 5 条関係)

鉄道賃	船賃	車賃 (1 キロメートルにつき)	旅行諸費 (1 日につき)	宿泊費
その乗車に要する運賃 (急行料金及び座席指定料金を含む。)	1 運賃 (運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額) 2 寝台料金及び座席指定料金 (これらの費用は、1 に掲げる運賃に加えて別に支	円 3 7	円 2, 2 0 0	地域の実情を勘案して規則で定める額 (宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額)

	払うものであ って、公務の ため特に必要 とするものに 限る。)			
	3 1 及び 2 に 掲げる費用に 付随する費用 (1 に掲げる 運賃に加えて 別に支払うも のであって、 公務のため特 に必要とする ものに限る。)			

(熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正)

第 4 条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（昭和 2 8 年熊本県条例第 1 1 号の 2）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 8 条関係）

区分	鉄道賃	船賃	車賃 (１キロメー トルにつき)	旅行諸費 (１日につき)	宿泊費
議長	その乗車に 要する運賃	1 運賃（運賃 の等級が区分	円 3 7	円 3, 3 0 0	地域の実情を 勘案して規則
副議長	(急行料金、 特別車両料	された船舶に より移動する	3 7	3, 0 0 0	で定める額（
議員	金及び座席 指定料金を 含む。）	場合には、最 上級の運賃の 額）			宿泊に係る特 別な事情があ る場合として 規則で定める 場合は、宿泊 に要する費用 の額）
		2 寝台料金、 座席指定料金 及び特別船室 料金（これら			

		の費用は、1 に掲げる運賃 に加えて別に 支払うもので あって、公務 のため特に必 要とするもの に限る。) 3 1 及び 2 に 掲げる費用に 付随する費用 (1 に掲げる 運賃に加えて 別に支払うも のであって、 公務のため特 に必要とする ものに限る。)			
--	--	--	--	--	--

別表第 2 (第 9 条関係)

区分		費用弁償の額
定額		1 日につき 5, 0 0 0 円
加算額	交通費	最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により旅行をした場合における次に掲げる旅行の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額 1 鉄道旅行 その乗車に要する運賃（急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。） 2 水路旅行 次に掲げる費用の額の合計額 (1) 運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合 には、最上級の運賃の額） (2) 寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金（これらの費用は、(1)に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。） (3) (1) 及び (2) に掲げる費用に付随する費用 ((1) に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必

		要とするものに限る。)
		3 陸路旅行（鉄道旅行を除く。） 車賃（路程1キロメートルにつき37円）。ただし、高速自動車国道等の有料道路を利用する区間については、当該有料道路を利用する区間に係る料金に相当する額を加算した額
	宿泊費	居住地が熊本市の区域内にない議員が熊本市の区域内に宿泊した場合 地域の実情を勘案して規則で定める額（当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額）

（熊本県報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第5条 熊本県報酬及び費用弁償条例（昭和32年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

区分		費用弁償額				
		鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行諸費 (1日につき)	宿泊費
教育委員会の委員		その乗車に要する運賃（急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。）	1 運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額） 2 寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金（これらの費用は、1に掲げる運賃	円 37	円 3,000	地域の実情を勘案して規則で定める額（宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額）
選挙管理委員会	委員長					
	委員					
人事委員会	委員長					
	委員					
公安委員会	委員長					
	委員					
労働委員会	会長					
	公益委員					
	使用者委員					
	労働者					

	委員		に加えて別				
収用委	会長		に支払うも				
員会	委員		のであって、				
	あつ旋		公務のため				
	委員		特に必要と				
監査委員			するものに				
			限る。)				
			3 1 及び 2				
			に掲げる費				
			用に付随す				
			る費用 (1				
			に掲げる運				
			賃に加えて				
			別に支払う				
			ものであつ				
			て、公務の				
			ため特に必				
			要とするも				
			のに限る。)				
附属機関の委員		その乗	1 運賃 (運	3 7	2, 2 0 0		
その他の構成員		車に要	賃の等級が				
社会教育委員		する運	区分された				
図書館協議会委員		賃 (急	船舶により				
専門委員		行料金	移動する場				
海区漁	会長	及び座	合には、最				
業調整	委員	席指定	下級の運賃				
委員会		料金を	の額)				
内水面	会長	含む。)	2 寝台料金				
漁場管			及び座席指				
理委員	委員		定料金 (こ				
会			れらの費用				
選挙長			は、1 に掲				
選挙分会長			げる運賃に				
			加えて別に				

選挙立会人	支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。) 3 1 及び 2 に掲げる費用に付随する費用 (1 に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)			
その他の非常勤職員	予算の範囲内で知事が定める額			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
 - (1) 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例別表第 2
 - (2) 熊本県教育長等の給与等に関する条例別表
 - (3) 熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例別表第 2
 - (4) 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例別表第 1 及び別表第 2
 - (5) 熊本県報酬及び費用弁償条例別表第 2

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

特別職の職員の旅費に係る関係規定の整備を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

第 71 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(29) 外国勤務手当

(30) 特殊自動車運転業務手当

第25条の20を第25条の22とし、第25条の19の次に次の2条を加える。

（外国勤務手当）

第25条の20 外国勤務手当は、外国において勤務する職員に支給する。

2 外国勤務手当の額は、1月につき、前項の職員が在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下この項及び次項において「法」という。）第2条第1項の在外職員であるとした場合に法の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、配偶者手当及び子女教育手当の月額（在勤基本手当及び配偶者手当にあつては法の規定による額に100分の80を乗じて得た額を超えない範囲内において知事が定める額とし、子女教育手当にあつては法の規定による額に100分の100を乗じて得た額を超えない範囲内において知事が定める額とする。）の合計額に相当する額とする。

3 法に規定のない地域に勤務する第1項に規定する職員に係る前項の規定の適用については、知事が定める。

（特殊自動車運転業務手当）

第25条の21 特殊自動車運転業務手当は、農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 起伏のある傾斜地における農耕トラクタの運転業務

(2) ショベル・ローダ（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する大型特殊自動車に限る。）の運転業務

2 特殊自動車運転業務手当の額は、前項各号に掲げる業務に従事した日1日につき240円とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

外国において勤務する職員等に支給する特殊勤務手当の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 72 号

熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例
熊本県監査委員に関する条例（昭和39年熊本県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中「行なう」を「行う」に改める。

第7条中「25日までの間に行なう」を「末日までの間に行う」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由があるときは、その期日を変更することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

現金出納検査の実施期間を十分に確保する等のため、関係規定を整備する必要がある。
これが、この条例を提出する理由である。

第 73 号

熊本県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県行政手続条例の一部を改正する条例

熊本県行政手続条例（平成7年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号イ及びウ並びに第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本県行政手続条例第 1 5 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正)

- 3 熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成 3 0 年熊本県条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 3 項中「第 1 5 条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加える。

(提案理由)

行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）の一部改正の趣旨にのっとり、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 74 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第61号中「6, 800円」を「22, 000円」に改め、同項第435号及び第477号の16から第477号の19までの規定中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同項第477号の20中「第14条第7項（同条第15項）」を「第14条第6項（同条第13項）」に改め、同項第623号の14の7中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「容積率に」を「容積率又は各部分の高さに」に、「マンションの容積率の特例許可申請手数料」を「マンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改め、同項第627号の2中「670円」を「900円」に改める。

別表第19の2中「又は第15項」を「又は第13項」に、「第14条第7項」を「第14条第6項」に、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第435号、第477号の16から第477号の19まで及び第477号の20並びに別表第19の2の改正規定は、同年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

（熊本県収入証紙条例の一部改正）

- 3 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項第564号の13の7中「マンションの容積率の特例許可申請手数料」を「マンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改める。

（提案理由）

大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 75 号

熊本県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

熊本県公益認定等審議会条例（平成19年熊本県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「公益法人」の次に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令（平成18年政令第303号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 76 号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改め、同表中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、6の項を削り、7の項を5の項とし、8の項から13の項までを2項ずつ繰り上げ、同表14の項中「同条例第5項」を「同条第5項」に改め、同項を同表12の項とし、同表15の項から同表19の項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第3 監査委員の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 77 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第14条及び第16条中「令和8年9月30日」を「令和13年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

県民税の法人税割の税率の特例の適用期限を延長することに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 78 号

熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例

熊本県総合福祉センター条例（平成5年熊本県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表中「9, 140円」を「9, 200円」に、「12, 440円」を「12, 300円」に、「21, 560円」を「21, 400円」に、「3, 200円」を「2, 800円」に、「4, 180円」を「3, 800円」に、「7, 260円」を「6, 500円」に、「1, 760円」を「2, 000円」に、「2, 420円」を「2, 700円」に、「4, 300円」を「4, 600円」に、「2, 760円」を「3, 200円」に、「3, 740円」を「4, 200円」に、「6, 500円」を「7, 300円」に、「3, 410円」を「3, 300円」に、「4, 510円」を「4, 400円」に、「7, 810円」を「7, 700円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熊本県総合福祉センター条例（以下「条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第9条第1項の使用料については、施行日前においても、改正後の条例の使用料に関する規定の例により、改正後の条例別表に定める額を徴収することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、条例第11条第1項の規定により熊本県総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合には、施行日前であっても、改正後の条例の熊本県総合福祉センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する規定の例により、知事は、当該指定管理者に、改正後の条例第13条第1項の利用料金を収受させることができ、当該指定管理者は、同条第3項の利用料金の減免又は還付をすることができる。

（提案理由）

使用料の積算方法の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

第 79 号

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例
熊本県食品衛生基準条例（平成 12 年熊本県条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「昭和 28 年政令第 229 号」の次に「。以下「令」という」を加える。
別表第 1 第 5 項第 2 号中「次表」を「ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、令第 34 条の 2 第 2 号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。別表第 2 第 1 項第 1 号ア」に改め、同項第 3 号中「場合」の次に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第 2 第 1 項第 1 号において同じ。）」を加え、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- （4） 飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、第 3 項第 8 号、第 9 号、第 12 号、第 13 号、第 16 号及び第 17 号並びに前項第 7 号の基準を適用しない。

別表第 2 第 1 項を次のように改める。

1 飲食店営業

- （1） 自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 簡易な営業にあっては、1 日の営業において約 40 リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
 - イ 比較的大量の水を要しない営業にあっては、1 日の営業において約 80 リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
 - ウ 比較的大量の水を要する営業にあっては、1 日の営業において約 200 リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- （2） 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 施設（全自動調理機を含む。イ及びカにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。
 - イ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止すること

ができる機能を有すること。

ウ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

エ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

オ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

カ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

食品衛生法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 2 3 号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 80 号

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 3 0 年熊本県条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 6 号中「第 2 条第 1 7 項」を「第 2 条第 1 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 81 号

熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

熊本県看護師等修学資金貸与条例（昭和 3 7 年熊本県条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「遅延利息特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 82 号

熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例
熊本県医師修学資金貸与条例（平成20年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「者」の次に「又は入学を予定する者」を加える。

第11条第2号中「第2条の災害」を「第2条第1項の災害」に改める。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「遅延利息特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

修学資金の貸与を早期に行うため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 83 号

熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

熊本県国民健康保険法施行条例（平成30年熊本県条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第27条」に、「第25条」を「第28条」に改める。

第12条から第24条までを次のように改める。

（医療費指数反映係数の基準）

第12条 算定政令第9条第3項の条例で定める基準は、0以上1以下であることとする。

（年齢調整後医療費指数）

第13条 算定政令第9条第4項の条例で定める値は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる値とする。

（一般納付金所得係数の基準）

第14条 算定政令第9条第5項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。

（一般納付金所得等割合）

第15条 算定政令第9条第6項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

（一般納付金被保険者数等割合）

第16条 算定政令第9条第7項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第2号に掲げる数とする。

（一般納付金被保険者均等割指数の範囲）

第17条 算定政令第9条第9項の条例で定める範囲（一般納付金被保険者均等割指数に係るものに限る。）は、0を超え1未満とする。

（後期高齢者支援金等納付金所得係数の基準）

第18条 算定政令第10条第3項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。

（後期高齢者支援金等納付金所得等割合）

第19条 算定政令第10条第4項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

（後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合）

第20条 算定政令第10条第5項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第2号に掲げる数とする。

（後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数の範囲）

第21条 算定政令第10条第7項の条例で定める範囲（後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数に係るものに限る。）は、0を超え1未満とする。

（介護納付金納付金所得係数の基準）

第22条 算定政令第11条第3項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。

（介護納付金納付金所得等割合）

第23条 算定政令第11条第4項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

（介護納付金賦課被保険者数等割合）

第24条 算定政令第11条第5項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

第25条を第28条とし、第4章中第24条の次に次の3条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準）

第25条 算定政令第11条の2第3項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第26条 算定政令第11条の2第4項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第27条 算定政令第11条の2第5項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 84 号

熊本県工業用水道管理条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県工業用水道管理条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県工業用水道管理条例の一部を改正する条例

熊本県工業用水道管理条例（昭和49年熊本県条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 85 号

熊本県公害紛争処理条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県公害紛争処理条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公害紛争処理条例の一部を改正する条例
熊本県公害紛争処理条例（昭和 46 年熊本県条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料」を「旅費」に改め、同条第 3 号中「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当又は宿泊料」を「費用」に改め、同条第 4 号中「呼出」を「呼出し」に、「郵便料又は電信料」を「費用」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 4 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

公害紛争処理法施行令（昭和 45 年政令第 253 号）の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 86 号

熊本県スポーツ応援基金条例の制定について

熊本県スポーツ応援基金条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県スポーツ応援基金条例

(設置)

第1条 県及びふるさとくまもとのスポーツを応援する者が相互に連携して行う、スポーツの振興に関する事業等の創造を通じて、県経済の発展、県民福祉の向上等を図るため、熊本県スポーツ応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

県及びふるさとくまもとのスポーツを応援する者が相互に連携して行う、スポーツの振興に関する事業等の創造を通じて、県経済の発展、県民福祉の向上等を図るため、基金を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 87 号

熊本県豊かな森林の保全に関する条例の制定について

熊本県豊かな森林の保全に関する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県豊かな森林の保全に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、森林の有する国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、木材等の物質生産等の多面的機能（以下「多面的機能」という。）の維持増進に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、森林における土地の所有権等の移転等について必要な事項を定めることにより、本県の豊かな森林を将来にわたって保全し、次の世代に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「森林」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林をいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、県内に存する森林の土地についての所有権、地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利（以下「土地所有権等」という。）を有する者をいう。

(県の責務)

第3条 県は、森林の多面的機能を維持するため、市町村、県民及び土地所有者等との連携協力により、森林の保全に関する施策を推進するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、森林の保全に対する理解を深め、県及び市町村が実施する森林の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、森林が多面的機能を有することを深く認識し、当該土地所有権等に係る森林の適正な経営管理を行うとともに、県及び市町村が実施する森林の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村との連携等)

第6条 県は、市町村が実施する森林の保全に関する施策について、市町村と連携協力を図るとともに、森林の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を求めるものとする。

(国との連携等)

第7条 県は、国と連携協力して森林の保全に関する施策の推進を図るとともに、森林の保全に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（土地の所有権等の移転等の届出）

第8条 土地所有者等は、当該土地所有権等の移転又は設定をする契約（規則で定めるものに限る。以下この条及び附則第2項において「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- （1） 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （2） 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
- （3） 土地売買等の契約に係る土地所有権等の種別及び内容
- （4） 土地売買等の契約に係る土地所有権等の移転又は設定の後における土地の利用目的
- （5） 土地売買等の契約を締結しようとする年月日
- （6） 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合には、適用しない。

3 第1項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更して土地売買等の契約を締結しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

（市町村長への通知等）

第9条 知事は、前条第1項又は第3項の規定による届出があったときは、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町村の長（以下「関係市町村長」という。）に通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前条第1項又は第3項の規定による届出に係る土地の利用に関し、関係市町村長に意見を求めることができる。

（報告の徴収、立入調査等）

第10条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第8条第1項又は第3項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）に対し、報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第8条第1項又は第3項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が多面的機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に

提示しなければならない。

- 4 第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言)

第11条 知事は、届出者に対し、当該届出に係る土地の利用について、当該土地を含む周辺の森林の保全を図るために必要な事項について助言を行うものとする。

- 2 届出者は、前項の助言を受けたときは、当該届出に係る土地所有権等の移転若しくは設定を受けようとする者又は移転若しくは設定を受けた者に当該助言の内容を伝達するものとする。

- 3 知事は、必要があると認めるときは、第1項の届出に係る土地所有権等の移転若しくは設定を受けようとする者又は移転若しくは設定を受けた者に対して、直接に、同項の事項について助言を行うことができる。

(勧告)

第12条 知事は、次のいずれかに該当すると認める者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第8条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第10条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第10条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(公表)

第13条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(森林内の土地の所有等の状況に係る情報提供の要求)

第14条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係市町村長その他の者に対して、森林の土地の所有又は利用の状況に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(市町村の条例との関係)

第15条 市町村が定める森林を保全するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条から第14条まで及び次項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 第8条の規定は、同条の規定の施行の日から起算して30日を経過した日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。

(提案理由)

森林の有する国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、木材等の物質生産等の多面的機能を将来にわたり健全に維持し、次の世代へ継承するため、県、県民及び土地所有者等の責務を明確にするとともに、所有権移転等に関する必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 88 号

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年熊本県条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 5 号中「第 24 条の 3 第 1 号」の次に「及び第 2 号」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 380 号）等の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 89 号

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「（通信制の課程の生徒を除く。）」を削り、「の申請又は」を「の申請若しくは」に改め、「場合」の次に「又は県が当該生徒の授業料に係る債権の弁済に充てるための支援金等の支給に係る交付金等の交付が見込まれる場合」を加え、「第2項」を「前2項」に、「当該申請又は届出をした日の属する月から知事が指定する月までの各月分」を「知事が指定する期間」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

高等学校等の生徒への授業料に係る支援について行うこととされている見直し等を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 90 号

熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例

熊本県立青少年の家条例（平成9年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表天草青年の家、菊池少年自然の家及び豊野少年自然の家の項中「、菊池少年自然の家及び豊野少年自然の家」を「及び菊池少年自然の家」に、「690円」を「780円」に、「260円」を「300円」に、「320円」を「360円」に、「100円」を「120円」に、「50円」を「60円」に改め、同項の次に次のように加える。

豊野少年自然の家	宿泊を伴う施設等利用	宿泊棟泊	1人1泊につき	780円	300円
		キャンプ場泊	1人1泊につき	360円	120円
	宿泊を伴わない施設等利用		1人1日につき	120円	60円
	プレイホール冷暖房設備利用		1団体1時間につき	600円	

同表あしきた青少年の家の項中「1, 110円」を「1, 250円」に、「420円」を「470円」に、「320円」を「360円」に、「100円」を「120円」に、「150円」を「170円」に、「50円」を「60円」に、「1, 570円」を「1, 760円」に改め、同表備考中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

3 豊野少年自然の家の「宿泊を伴う施設等利用」及び「宿泊を伴わない施設等利用」における「施設等」とは、プレイホール冷暖房設備を除いた施設等をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日の前日から施行日にかけての宿泊による利用は、施行日前の利用とみなして、

前項の規定を適用する。

(提案理由)

熊本県立青少年の家の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額を改定する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 91 号

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

熊本県警察職員定数条例（昭和29年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3, 114人」を「3, 121人」に、「1, 814人」を「1, 819人」に、「949人」を「951人」に、「3, 535人」を「3, 542人」に改め、同条第2項中「3, 114人」を「3, 121人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

警察法施行令（昭和29年政令第151号）の一部改正により地方警察職員の定員の基準が改められることに伴い、熊本県警察の職員の定数を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 92 号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第15号作業の項を次のように改める。

第15号作業	夜間特殊業務作業（正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が夜間（午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下この項において同じ。）において行われる業務に従事する作業をいう。）	その勤務時間が夜間の全部を含む勤務である場合 1回につき 1, 100円 その勤務時間が夜間の一部を含む勤務である場合 1回につき 730円（夜間における勤務時間が2時間に満たない場合にあっては、410円）
--------	---	--

別表に次のように加える。

第29号作業	海外犯罪情報収集作業（日本国外における犯罪の捜査に関する情報収集業務で人事委員会の定めるものをいう。）	1日につき 1, 100円
--------	---	---------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

警察職員の特殊勤務手当の額等を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 93 号

熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部を改正する条例
の制定について

熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部を改正する条例
熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例（平成13年熊本県条例第
62号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1, 350円」を「1, 500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

熊本県運転免許センター運転免許試験コースの施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 94 号

第七次熊本県環境基本計画の策定について

第七次熊本県環境基本計画を次のように策定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第七次熊本県環境基本計画（別冊）

（提案理由）

第七次熊本県環境基本計画の策定については、熊本県環境基本条例（平成2年熊本県条例第49号）第6条第4項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 95 号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約について、次のように締結することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 契 約 の 内 容 地方自治法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契 約 の 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 契 約 の 相 手 方 住所 熊本市中央区内坪井町9番50-1号
氏名 庄田浩一
資格 公認会計士

（提案理由）

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 96 号

特定事業契約の締結について

天草地域職員住宅集約化事業について、次のように特定事業契約を締結することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 事業名 天草地域職員住宅集約化事業
- 2 事業場所 天草市本渡町広瀬字志登ノ平360番1ほか地内
- 3 事業期間 議決の日から令和33年3月31日まで
- 4 契約金額 2,232,744,400円
- 5 契約の相手方 天草市今釜新町3712番地の1
すまいるリンク天草株式会社
代表取締役 佐々木 淳一
- 6 契約の方法 随意契約

(提案理由)

天草地域職員住宅集約化事業に係る特定事業契約の締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 97 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
種類	貸付年度		内訳	金額等	
母子福祉資金貸付金	平成26年度	個人	未償還元金	162,025円	貸付けの相手方の破産により今後回収の見込みがないため。
			利子	5,449円	
			その他	未償還元金に係る違約金の請求権	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 98 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
種類	請求年度		内訳	金額等	
海砂利 採取不 当利得 返還金	平成24 年度	三松海事 有限会社	返還金	16,871,845円	請求先の法人 が事業を休止し 差押える財産が なく、今後回収 の見込みがない ため。
			その他	返還金に係る遅延損害 金の請求権	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 99 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

番号	権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
	種類	貸与年度		内訳	金額	
1	育英資金貸与金	平成15年度から平成16年度まで	個人	延滞利息	157,475円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産等により今後回収の見込みがないため。
				法定費用	6,670円	
2	育英資金貸与金	平成18年度から平成20年度まで	個人	未償還元金	28,878円	
				延滞利息	300,130円	
				法定費用	20,770円	
3	育英資金貸与金	平成24年度から平成26年度まで	個人	未償還元金	419,625円	
				延滞利息	174,116円	
				法定費用	25,408円	
4	育英資金貸与金	平成26年度から平成28年度まで	個人	未償還元金	183,600円	
				延滞利息	4,887円	
5	育英資金貸与金	平成27年度から平成29年度まで	個人	未償還元金	755,000円	
				延滞利息	10,725円	
6	育英資金貸与金	平成29年度から令和元年度まで	個人	未償還元金	929,400円	
				延滞利息	13,455円	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

発 行 者：熊本県
所 属：財政課
発行年度：令和7年度